

会 議 録

会議の名称	第17回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17年4月18日(月)19時00分から21時00分まで
開催場所	教育委員会3階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理、指田委員、能智委員、内田委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査
議 題	1.西東京市スポーツ施設条例(案)について
報告事項	1. 西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方(提言) 2. その他
会議資料の名称	事前配付資料 前回会議録 資料53 西東京市スポーツ施設条例(案)について 資料54 西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方(提言) 西東京市総合型地域スポーツクラブ設立準備検討委員会 当日配付 資料55 西東京市スポーツ施設条例(案)について
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>会長： 会長挨拶(省略) 前回22日予定しておりましたが、都合により1週間延ばし29日に開催しましたが、出席委員の関係で残念ながら流会になりました。本日も前回と同じ議題であります。</p>	

事務局：

事務局より配布資料並びに連絡事項があれば説明願いたい。

配布資料説明する。前回会議録を事前送付させて頂いた。会議録については、特に意見がなければ承認して頂いたとして処理させて頂きたい。

会長：

特に各委員で問題がなければ承認することにしたい。

議題に入る前に報告事項について先に入りたいと思います。

本審議会から委員として参加されている委員より「西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方について」提言の概要について説明願いたい。

委員：

昨年5月から今年の2月まで検討し、3月に教育長不在のため学校教育部長へ提言することができた。概要について配布資料に基づき説明する。提言内容については、昨日の市報掲載されているので省略したい。

事務局：

準備委員会については、既に各部会で活動しております。4月から一部サークル開始、5月から教室開始に向けて準備をしております。6月から発足させるため準備会活動を進めておりますが、今後のスケジュールについては、改めて報告させて頂きたい。

会長：

当審議会としてもスポーツ振興の重要事項として認識している。新市長がマニフェストの項目の中に総合型地域スポーツクラブも入っている。審議会としてもバックアップ、助言できれば協力して行きたい。

事務局より報告事項があればお願いしたい。

事務局：

茂又教育長が辞職され後任に3月31日付け宮崎教育長が就任されたので紹介だけさせて頂きたい。

スポーツ振興審議会委員については、柴山委員が定年退職され、田口委員が日野市へ異動され、蒲谷委員も異動された。ここで委員の皆様にも空席があるため4月の教育委員会へ議題として提案し5月から残任期間としてお願いする準備を行っているところである。

事務局：

7月から新たに2年間お願いするところですが、教育長と協議をしてお願いしたいと考えているところである。

会長：

西東京市スポーツ施設条例(案)についての議題に入りたい。資料については、前回事前送付されているが、新たに本日配布された。変わっている点についても含めて説明をお願いしたい。

会長：

前回、別表まで一応説明を頂いた。今日は、変更した箇所を説明願いたい。それから意見を出して行きたい。

事務局：

前回、説明させていたが、法規との関係・初めての条例でもある。各市の条例案を照らし合わせると不都合の点が出てきたため何点か変更をしたため差し替えをさせて頂いた。

本日の説明については、配布資料に基づき全体を説明しながら特に重要なところについては、詳細に説明させて頂くことでお願いしたい。

資料55西東京市スポーツ施設条例(案)についてと本日配布した『西東京市施設条例(案)制定に関する(資料)については、指定管理者制度の概要版である。

スポーツ条例について大きく説明すると指定管理者制度の導入条例の設置がある。(仮称)西東京市体育館の使用料の制定がある。3つのポイントについて資料に基づき説明する。今回は、全ての条例を廃止、新たに新条例を制定するため新旧比較表を作成することの困難性があるため省略させて頂いたことをご了解願いたい。

経過説明については、総合体育館条例をはじめ7本の設置条例がある。その中で10施設の管理運営がされている。総合体育館に見られるように他の施設と区分の相違あるため使用区分是正すべきと当審議会・議会から意見を頂いているところである。市外団体が市の施設を使用する際、施設ごとに相違が生じている。その辺の解消も必要とされている。そのほか市民から使用施設で解かりづらい点もあったので総合的な総合条例を制定する必要がある。

地方自治法の改正による指定管理者制度の導入があった。16年5月西東京市として指定管理者制度の取り組み方針が決まったため、スポーツ施設の全施設に指定管理者制度を取り入れるべく検討進めてきたところである。このへんについては、そのつど審議会へ報告させて頂き理解を頂いているところである。

問題解決法として整理することとして1点目として10施設の7条例に指定管理者制度を取り組むこと。市民に解かりづらい条例になる。2点目は、体育館の建替により新条例が必要になる。そういう点を含め新たに(仮称)西東京市スポーツ施設条例の制定が必要である判断するところであると提案させて頂いているところである。

資料55に基づき説明をする。(概要明記)

いままでは、使用料については、使用料と明記されていたが、今回利用料金制を導入すると利用料金制の上限額と表現させて頂いている。利用料金制については、現行の料金と同じである。変わるのが、総合体育館の4区分となる利用料金制と南町文化交流センターが新たに加わることになる。現行料金

を引き続くので新たな変更はないということをお報告させて頂く。免除については、現行制度を引き継ぐものである。市又は教育委員会が使用するものは、通常は免除となるかであるが、今回については、条例の中では示されていない。新条例では、免除規定から除いております。理由としましては、指定管理者制度導入に伴い教育委員会も有料で使用して頂く。利用料金制度の趣旨を明確にしたものである。従って、施設を使用する場合は、各部署で予算化をしてもらい支払いは有料でして頂くと言う考えです。利用料金制度は、全て指定管理者の収入になるということ。減免・免除が多くなると指定管理者は困る状況になる。市や教育委員会が使用する場合は、別な予算化をして支払ってもらおうということでの市の内部では統一した考えでいる。

指定管理者については、公募することにより決めるものである。6月定例会の議会で条例案を提案・議決を経た後に公募をかけていくところである。指定候補団体を12月定例会で指定候補団体の上程を予定しているところである。指定管理期間は、5年間とすることで決定している。個人情報の取り扱いについては、市の機関と同様に個人情報の管理については、設置条例や協定などで規制していくものである。指定管理者の公募については、プロポーザル方式により行うものであるが、公募に対して応募者がなかった場合又は最低基準に満たすものがなかった場合は、一時的措置として教育委員会が直接管理運営する準用規定を設けたものである。本日、規則は提示できませんが管理運営面は従前の施行規則を引き継ぐものですが、新たに指定管理者の手続き関係を盛り込んでいく作業をしておりますのでご了解して頂きたい。付則の施行日は、18年4月1日施行する。ただし、西東京市南町スポーツ・文化交流センターの名称・位置については、同年4月1日施行するものである。南町スポーツ・文化交流センターの供用開始については、5月1日で準備している。西東京市スポーツセンター条例から7条例については、廃止する方向で準備を進めているところである。現行条例については、3月31日廃止する予定である。

使用料については、使用料手数料審議会には、教育委員会から2月15日諮問をしたところである。審議が3回あり、4月8日に西東京市社会体育施設の適正化について答申がされている。審議会の議論があったことを説明すると1.どの自治体も財政が厳しいので施設維持管理費を少なくしたほうが望ましい。2.施設としては、冷暖房完備・駅から近く利便性がある。使用料に割安感がある。使用料に原価計算されているがその辺のところを反映すべきである。使用料は適正額と原価計算が乖離しているので使用料の設定に妥当性が必要ではないかということ。3.各使用区分が同じでよいのか、整理する必要があるのではないか。4.使用日に差を設けてもよいのではないかという意見。

会長：

審議会としてどのような取り扱いをするのか。

事務局：

本日、審議して頂く中で同意をいただき、来週27日教育委員会へ上程し議

決を経た後、6月定例会の議会へ上程していくことになる。

会長：

本日、審議して一定の意見を出していく。

委員：

施設を分割してお願いしたほうがよいのではないか。

事務局：

1業者に指定管理者でお願いする理由としては、市内には無料施設があるので利用料金が入ってこない。市からの委託料だけで行わなければならない。指定管理者制度の良いところとしては、努力すれば市が上限を決めた利用料金の中で如何に市民に利用していただき稼働率を上げれば、収益になる。そのため無料施設と有料施設を抱き合わせ指定管理者制度を導入すれば業者が名乗り上げてくるのではないか。

会長：

指定管理者の申し込み制限があるが、財団との関係はどうか。

事務局：

財団は、除くことになる。指定管理者になることはできる。

会長：

学校・小学校が市の体育館・スポーツセンターを使用する場合は、有料になるので予算化が必要になるのか。

事務局：

大会等については、事前予定を入れて頂くことになるが、使用料については、利用料金が係ることになる。

委員：

無料施設のグラウンドについて疑問点が出てくるのではないか。

事務局：

基本的な考え方については、全ての施設有料化という考えで準備を進めていく考えである。通常かかる費用と施設改修については、原価計算をして負担を求めるだろうという考えでいる。

委員：

西原総合教育施設のスポーツクラブについてはどうなるのか。

事務局：

西原総合教育施設については、要綱にて現在使用している状況である。光

熱水費については、原則負担して頂くことになるが、市民からの会費や教室などの収入で運営していくのが原則かと思う。今後、スポーツクラブが充実して他のスポーツ施設を使用する場合は、有料で使用して頂くことになる。

会長：

審議会として結論を出したい。事務局から十分説明をいただいた。審議会としては、条例案提案することについて、異議はないと結論を出したい。審議の中での意見については、今後の会議について十分反映して頂きたい。

会長：

本日は、閉会としたい。

次回は、5月16日開催予定としたい。